

公益財団法人堺市文化振興財団 堺市新進アーティストバンク取扱規程

(目的)

第1条 堺市新進アーティストバンク（以下「バンク」という。）は、新進アーティスト（以下「アーティスト」という。）について、活動情報の集積・公開、出演・講師依頼、各種研修プログラムの提供等を通して、「地域や社会とつながり、ワークショップ・アウトリーチ等の様々な企画を提案・実施できるアーティスト」を育成し、以て地域の文化芸術活動の振興に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 バンクの事務局（以下「事務局」という。）は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）内に置く。

(登録)

第3条 バンクに登録するアーティストは次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 堺市展入賞者又は堺市新人音楽コンクール出演者で且つバンク登録につき、審査員の推薦を受けた者であること。
- (2) 前項に規定する者若しくは、財団が行う選考審査に基づき、財団理事長（以下「理事長」という。）から登録の承認を得た者であること。
- (3) 登録時の年齢が20歳以上40歳未満であること。
- (4) 財団及び市民等の依頼に応じて、堺市内における公演及びワークショップ等の実施が可能であること。

2 理事長は、前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合
- (2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合
- (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (4) 暴力団員及びこれに準じる団体に関わっていると認められる場合
- (5) その他理事長が登録する者として適当でないと認める場合

3 バンクに登録を希望するアーティストは、堺市新進アーティストバンク登録申請書（様式1-1）を理事長に提出しなければならない。

ただし、第1項第2号の規定によりバンクに登録を希望する者は、前段の定めにかえて、堺市新進アーティストバンク登録申請書（様式1-2）、履歴書（様式2-1）、応募理由書（様式2-2）、模擬企画書（様式2-3）、推薦書（様式2-4）を理事長に提出し、財団による選考審査を受けなければならない。

4 理事長は、登録することを決定したときは、堺市新進アーティストバンク登録承認書

(様式3)によりアーティストへ通知するとともに、同意を得た情報について、公開するものとする。なお、第1項第2号の規定によりバンクに登録した者の情報は、堺市新進アーティストバンク公開情報確認書(様式4)によって同意を得て公開するものとする。

- 5 理事長は、アーティストをバンクに登録しなかったときは、その旨をアーティストに通知するものとする。

(登録期間)

第4条 バンクの登録期間は、第6条第1項に定める申出が無い限り、登録月から5ヶ年までとする。

- 2 理事長は、バンクの登録期間が満了したアーティストに対し、その旨を通知するものとする。

(登録情報の変更)

第5条 登録者は、当該登録情報に変更が生じたときは、堺市新進アーティストバンク登録変更届(様式5)を速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により登録者から変更の届出を受けたときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

第6条 登録者から堺市新進アーティストバンク登録抹消申請書(様式6)により登録抹消の申出があったときは、理事長は、当該登録情報を抹消するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、理事長は次の各号のいずれかに該当する登録者について、その登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって登録が行われたと認められた場合
- (2) 正当な理由がなく活動を行わなかった場合
- (3) 第3条第1項に掲げる4号を満たさなくなった場合
- (4) 第3条第2項に掲げる各号のいずれかに該当した場合
- (5) 第4条第1項に掲げる期間を満了した場合
- (6) その他理事長が抹消することが適当であると認めた場合

- 3 理事長は、第1項及び第2項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者に通知するものとする。

(研修の受講)

第6条の2 バンクに登録するアーティストは、財団が提供する各種研修プログラムを無料で受講することができる。

(バンクの利用)

第7条 バンクを利用して登録するアーティストに出演もしくは講師を依頼しようとする者(以下「利用者」という。)は、堺市新進アーティストバンク利用申請書(様式7-1)を理事長に申請しなければならない。

- 2 バンクを利用した事業が実施できる区域は、原則として堺市内とする。
- 3 理事長は、バンクを利用することを承認した場合は、堺市新進アーティストバンク利用承認書(様式7-2)を利用者に通知する。
- 4 バンクを利用した事業の実施に関わる事項については、利用者と登録するアーティスト間で協議を行うものとする。
- 5 登録者への謝礼、その他事業実施に伴う経費等については、利用者が負担する。
- 6 利用者は、事業終了後1か月以内に堺市アーティストバンク利用報告書(様式7-3)を理事長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第8条 理事長は、利用者がバンクの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合
- (2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合
- (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (4) 暴力団員及びこれに準じる団体に関わっていると認められる場合
- (5) その他理事長が許可しないことが適切であると認める場合

(バンクの終了)

第9条 理事長は、相当の理由があると認めるときは、登録者の承諾無くバンク制度を廃止することができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 アーティストから収集した個人情報については、公益財団法人堺市文化振興財団個人情報保護規程(以下「保護規程」という。)に基づき適正に管理し、この規程に定める目的以外に利用しない。

- 2 財団は、保護規程に基づき、個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。